

浦 監 第 67 号

平成 17 年 12 月 26 日

浦安市監査委員	醍 醐	敦
同	菊 原	栄 三
同	醍 醐	誠 一

平成 17 年度定期監査（保健福祉部）の結果報告について

地方自治法第 199 条第 4 項の規定により実施した定期監査の結果について、同条第 9 項の規定により別紙のとおり公表します。

平成 17 年度定期監査（保健福祉部）の結果報告書

1. 監査の範囲

平成 17 年 4 月 1 日から 9 月 30 日に執行された財務に関する事務の執行等

2. 監査対象部局

保健福祉部

3. 監査の実施期間

平成 17 年 9 月 1 日から 11 月 25 日

4. 監査の観点及び方法

予算及び事務の執行等が法令等に従って適正かつ効果的に行われているかを主眼に書類審査、質問審査、必要に応じ現地調査を実施した。

5. 監査の結果

次の事項について、改善、検討の必要があると認められた。

(1) 社会福祉課

補助金について、継続的に多額の繰越金が発生しているものが見受けられた。繰越金が多いものについては、適正な補助額となるよう見直しをされたい。

(2) 障害福祉課

浦安市聴覚障害者協会「青空の会」が設立記念事業費として積立を行っているが、市補助金は事業費補助として単年度会計で補助されるものであるため、補助目的に合った事業執行をするよう指導されたい。

浦安手をつなぐ親の会事業費補助金の補助事業について確認したところ、補助金額に比べ、事業内容の金額が下回っていた。また、他市に比べ補助金額が多額になっているという理由について、浦安手をつなぐ親の会が行っている「ワーク・デ・あいらんど」の運営補助も行っているためとの説明があったが、この事業へは「浦安市心身障害者小規模福祉作業所運営費補助金」として補助されている。補助対象事業の内容については十分精査されたい。

浦安市障害者生活支援事業業務委託について、毎月報告される月報により実施状況の履行確認を行っているとの説明があったが、この月報だけでは、相談内容及び件数等の確認しか行えず、履行内容を確認するには

不十分である。今後は月報のみではなく、職員の勤務状況も確認できる日報等による履行確認を行うよう改善されたい。

(3) 高齢者支援課

単位老人クラブへ交付された補助金について、平成17年度の予算書に周年事業のための積立や多額の繰越金を計上しているクラブが見受けられた。適正な補助額となるよう見直されたい。また、各団体から提出された実績報告書について、領収書などの確認をこれまで行っていなかった。今後は、実績報告書の精査を徹底するよう求める。

(4) 保育課

浦安市立保育園清掃等業務委託については入札差金が生じていた。入札差金の取り扱いについて確認したところ、予算措置のない事務事業へ充当したいとの説明があったが、入札差金が生じた場合は減額補正予算を計上し、適切に処理をされたい。

(5) 保育園

80円切手について、過年度分の在庫があったにもかかわらず、現年度も購入し110枚保管されていた。使用頻度を把握し、計画的な購入に努められたい。(日の出保育園)

一時保育事業保護者負担金について、10日ごとに会計課に納入しているとのことだが、事故防止の観点から極力保管期間の短縮を図るよう検討されたい。

(6) 健康増進課

公衆浴場環境整備補助金について、補助金を交付する際、前年度の市税や固定資産税の滞納が無いことを確認していなかった。補助金の交付に当たっては、市税の滞納が無いことを確認の上、申請書の精査に当たられたい。

公衆衛生事業協力交付金として、医師会、歯科医師会、薬剤師会へ交付金を支出しているが、交付額は近隣自治体と比較し高額となっている。交付金が全くない自治体もあり、各自治体においても交付金の減額など制度の見直し傾向にあることから、本市においても見直しを検討されたい。

(7) 総合福祉センター

簡易マザーズホームの歯科検診医の昼食が食糧費から毎回支出されている。報酬を得ている医師に対し昼食を提供することは相応しくない。早期に廃止するよう求める。